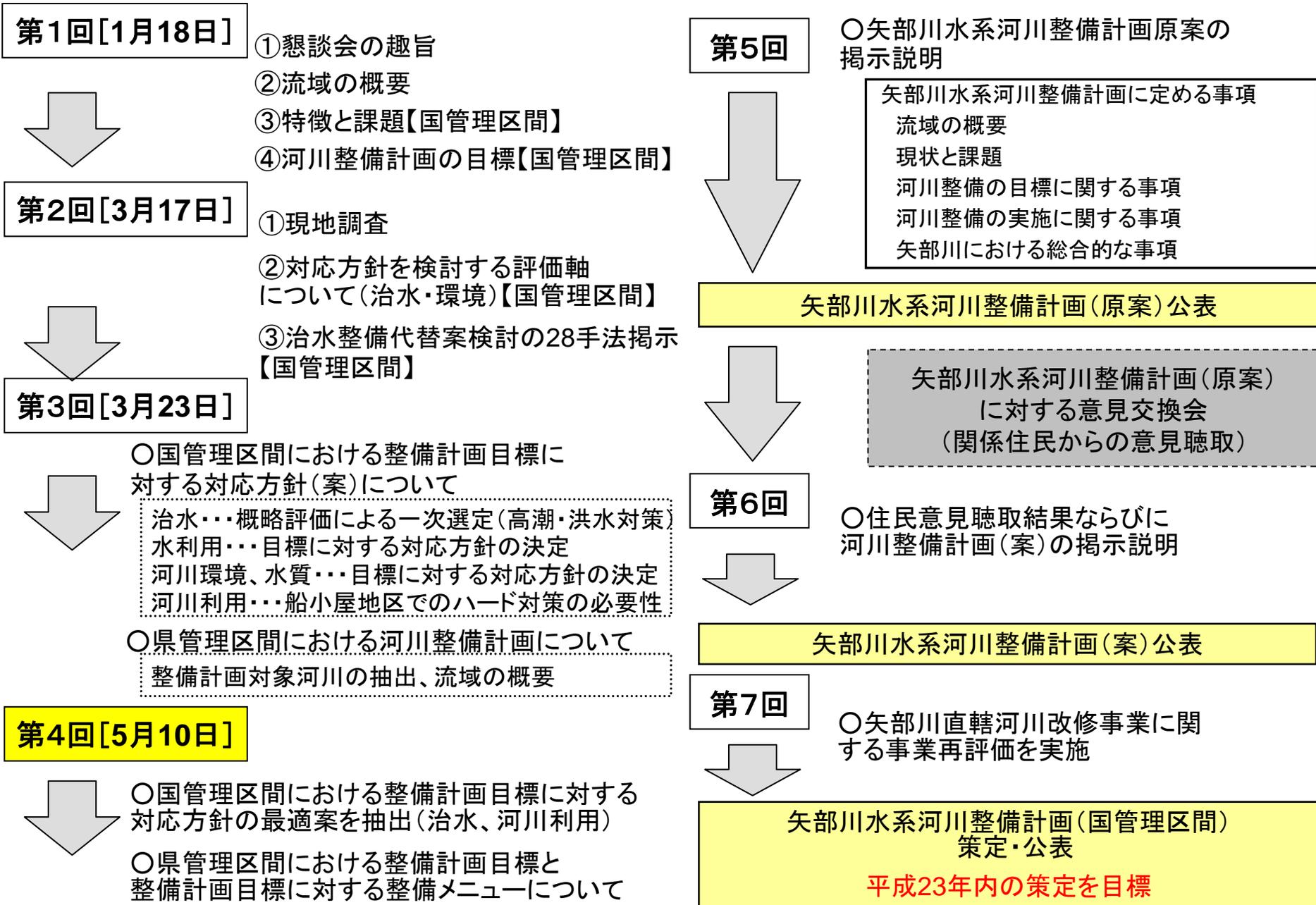


矢部川水系河川整備計画 学識者懇談会の進め方について



第二回学識者懇談会の質疑応答

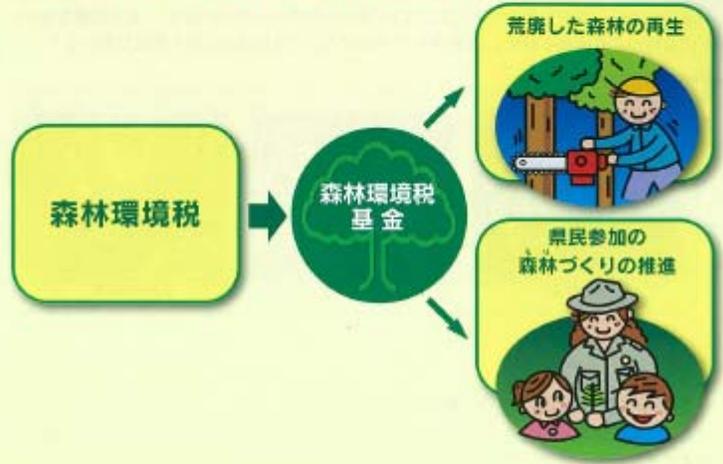
福岡県森林環境税について



事業の透明性の確保

—森林環境税基金の設置—

県民の皆さんに負担していただいた森林環境税は基金に積み立て、荒廃した森林の再生や県民参加の森林づくりの推進に活用されます。



—森林環境税事業評価委員会の開催—

森林環境税による事業については、外部の有識者による森林環境税事業評価委員会を設置し、事業の実績評価や提言、森林づくり活動公募事業の企画書の審査を行っていただきます。

委員会で審議された内容や、森林環境税による事業の実績は、県民の皆さんに分かりやすく公表し、透明性の確保に努めています。



森林環境税事業評価委員会



福岡県森林環境税は 私たちの森林と暮らしを守っています



森林は、水を貯え、土砂災害を防ぎ、二酸化炭素を吸収するなどの公益的機能によって、私たちの暮らしにさまざまな恵みを与えています。しかし、長期間手入れがなされず荒廃した森林が増え、このような働きが低下し、県民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、福岡県では、平成20年4月から「福岡県森林環境税」を導入し、荒廃した森林の再生や県民参加の森林づくりの推進に取り組んでいます。

お問い合わせ先 農林水産部森林保全課 Tel:092-643-3540

森林環境税を活用した事業について詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d06/keepforest.html/>



福岡県森林環境税について



荒廃した森林の再生

— 荒廃森林再生事業(事業主体:市町村)—

この事業では、長期間手入れがなされず荒廃したスギやヒノキの森林を、公益的機能を十分に発揮できる健全な森林に再生しています。

事業の実施にあたっては、手入れ以外の伐採を一定期間制限するなどの協定を森林所有者と締結し、整備後も「環境の森林」として保全します。



事業内容

森林の整備

長期間放置され、荒廃したスギ・ヒノキの森林に対して間伐などを行います。



地く下葉や死木がなくなった森林



間伐・薄伐・伐除し



明るく下葉や死木が豊かな森林

森林の造成

伐採後植林されず放置された林地に広葉樹を植栽し下草刈りなどを行います。



伐採後植林されず放置された林地



広葉樹の植栽・下草刈り



緑豊かな広葉樹の森林

荒廃森林の公的取得

森林の機能を高度に発揮させる必要があり、やむを得ず公的管理が必要な荒廃森林を、自治体が取得して再生します。



県民参加の森林づくりの推進

森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てる気運を高めるため、県民の皆さんの森林とのふれあい、森林づくりへの参加を推進します。

— 森林づくり活動公営事業(事業主体:ボランティア団体、NPO等)—

県民の皆さんが自ら企画立案し実行する「森林の整備」や「里山の保全」、「森林環境教育」などの森林づくり活動を募集し、採択された活動に対して活動費の一部を助成しています。

助成する活動内容の例



森林の整備



里山の保全



森林環境教育

— 情報発信事業(事業主体:県)—

森林に関する行事や森林ボランティアに役立つ情報など、県民の皆さんに森林に関するさまざまな情報を発信しています。

- 森林づくり活動の安全講習会の開催
- 森林観察会の開催
- 森林環境教育の講師の派遣
- ホームページ等による情報発信



安全講習会(刈り払い機の実演)



森林観察会



森林環境教育の講師派遣

<参考>

福岡県森林環境税について

管理者不足や、海外から安価な材木が輸入されたことにより、森林の荒廃が進んだため、平成20年度から500円／一人(一定の収入所得者)を徴収し、荒廃した森林の再生を行う森林環境税を導入している。

県内の多くの市町村で、荒廃森林再生事業が行われ、矢部川流域では全ての市町村で実施されている。

20年間は森林の状況で所有することが、事業実施の条件となっている。

荒廃森林再生事業実績

市町村名	森林の整備面積(ha)		市町村計
	H20	H21	
八女市	40	79	119
みやま市	0	8	8
黒木町	8	27	35
立花町	31	71	102
広川町	4	24	28
矢部村	4	27	31
星野村	3	5	8
計	90	241	331